

○国立大学法人お茶の水女子大学授業料未納者に係る除籍及び復籍に
関する規程

〔平成 23 年 3 月 28 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学学則（以下「学則」という。）
第 37 条第 1 項第 1 号に規定する除籍及び第 37 条の 2 に規定する復籍の取扱いに
関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第 2 条 授業料を 2 期連続して滞納し、督促してもなお当該 2 期分を納入しない者
は、2 期目の末日をもって除籍する。

2 前項の期とは、学則第 25 条に定める学期であって、授業料納付義務のある学期
をいう。

(除籍の手続)

第 3 条 除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

一 財務チームは、授業料未納者及び当該授業料未納者の保証人に督促状を送付
する。

二 財務チームは、教務チームに授業料未納者を通知する。

三 学科長（又はコース主任、講座主任）、指導教員、学年担当教員は、教務チ
ームとともに、2 期連続して滞納した授業料未納者に、文書をもって修学意思
の確認と授業料未納による除籍について説明を行い、また、当該授業料未納者
の保証人に同様の措置を行う。

四 除籍は、教授会の議を経て、学長が行う。

五 学長名で、除籍通知書を学生に、その写しを当該授業料未納者の保証人に送
付する。

(復籍の取扱い)

第 4 条 学長は、第 2 条の規定により除籍となった者が、除籍の日の翌日から起算
して 3 年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、
復籍を願い出た場合は、教授会の審査の上許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の始め
とする。

3 前 2 項の規定より復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期

間に通算する。

(復籍の制限)

第5条 第2条の規定により除籍した者が、復籍後に同条により再び除籍となった場合は、復籍を認めない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前に除籍した者については、適用しない。
- 2 この規程の施行日の前日に本学に在学し、この規程の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。
- 3 前項の規定により、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、当該除籍の事由となった未納の授業料に加えて、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料を含めた額を納付しなければならない。